

LETS サポートライセンス規約変更のお知らせ

平素は LETS をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

2024 年 4 月 25 日付で LETS サポートライセンス規約を一部改定します。

■対象サービス

新 LETS (<https://lets.fontworks.co.jp/>)

■改定概要

- ・海外での放送・映像利用に関する使用許諾拡大
- ・親会社変更に伴う修正
- ・運用に即した修正

■詳細

フォントワークス LETS ライセンス規約

新	旧	備考
第 1 2 条 (通則) 申込者は、本契約に基づき当社が提供するフォント等を、米国の輸出規制法、またはその他の適用される輸出規制法によって禁止されている方法で使用したり、禁止されている国や人に出荷、移転、または輸出したりしないものとします。	第 1 2 条 (通則)	追加
フォントワークス LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約 申込者(基本規約で定義されるものをいい、基本規約の定義と同一の意義を有する)は、 (削除) 放送業務(番組制作・映像制作を含む)を行っており、当該業務(申込者が番組制作・映像制作の契約を締結している第三者が制作するものを含む)中に LETS フォントの放送業務での使用を希望している。 当社は申込者に対し、LETS フォントを当該業務に日本国内に限り使用することに対し下記の条件を提示し、申込者は、当社が提示した下記条件を承諾し、当社の LETS フォント使用許諾の範囲内で、申込者の放映、制作、販売す	フォントワークス LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約 申込者(基本規約で定義されるものをいい、基本規約の定義と同一の意義を有する)は、申込者が日本国内にて放送業務(番組制作・映像制作を含む)を行っており、当該業務(申込者が番組制作・映像制作の契約を締結している第三者が制作するものを含む)中に LETS フォントの放送業務での使用を希望している。 当社は申込者に対し、LETS フォントを当該業務に使用することに対し下記の条件を提示し、申込者は、当社が提示した下記条件を承諾し、当社の LETS フォント使用許諾の範囲内で、	削除 追加

<p>る番組にフォントを使用する。</p>	<p>申込者の放映、制作、販売する番組にフォントを使用する。</p>	
<p>第5条（フォント使用成果物の許諾範囲）</p> <p>1. 当社は、申込者に対し LETS フォントの使用により出力した文字形状をそのままおよび／またはこれに改変を加えた改変フォントをイメージ形式で番組・映像に組み込み、日本国内および海外にて当該番組・映像を公衆送信（放送、有線放送、インターネット配信などを含む）・複製・上映・直接または間接的に頒布する権利を追加の対価無しで付与するものとする。</p> <p>2. 申込者は、公衆送信および上映する国や地域など、適用される法律、商習慣に従うものとする。</p> <p>3. LETS フォントを基にして作られた改変フォントを映像等用途特約に定める範囲を越えて、新たな文字セットとして単体、もしくはソフトウェア等に組み込んで商品化しないものとする。</p> <p>4. イメージ形式として画面に表示された状態を何らかのアプリケーションのファイルとしてネットワーク上を経由して運用することは許諾範囲とする。</p> <p>5. Blu-ray で視聴者（ユーザー）がインタラクティブに文章を編集できる、または外部からの文字情報を取得して表示される文字レイヤー用にバンドルされるフルセットフォントファイル（アウトライン形式、ビットマップ形式は問わない）としてバンドルする場合は、フォント使用許諾の対価は別途協議するものとする。</p> <p>6. 申込者が、独自のフォントのように商品化したい場合は、その対価を別途協議の上決定する。</p>	<p>第5条（フォント使用成果物の許諾範囲）</p> <p>1. 当社は、申込者に対し LETS フォントを番組中に文字形状をそのままおよび／またはこれに改変を加えて使用し、LETS フォントおよび／または改変フォントをイメージ形式で使用した番組・映像を日本国内にて放映（再放送、ブロードキャスト放送も含む）・販売する権利（販売を許諾する権利を含む）を無償にて許諾する。</p> <p>2. LETS フォントを基にして作られた改変フォントを映像等用途特約に定める範囲を越えて、新たな文字セットとして単体、もしくはソフトウェア等に組み込んで商品化しないものとする。</p> <p>3. イメージ形式として画面に表示された状態を何らかのアプリケーションのファイルとしてネットワーク上を経由して運用することは許諾範囲とする。</p> <p>4. Blu-ray で視聴者（ユーザー）がインタラクティブに文章を編集できる、または外部からの文字情報を取得して表示される文字レイヤー用にバンドルされるフルセットフォントファイル（アウトライン形式、ビットマップ形式は問わない）としてバンドルする場合は、フォント使用許諾の対価は別途協議するものとする。</p> <p>5. 申込者が、独自のフォントのように商品化したい場合は、その対価を別途協議の上決定する。</p> <p>6. 申込者の意図によらない、視聴者（ユーザー）がビデオ信号として画像出力装置に送られる信号を画像としてハードコピーされることに関して</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

7. 申込者の意図によらない、視聴者（ユーザー）がビデオ信号として画像出力装置に送られる信号を画像としてハードコピーされることに関しては、申込者は免責される。	は、申込者は免責される。	変更
第7条（映像等用途特約の適用範囲と契約終了後の取扱い） 2. 当社は、映像等用途特約および／または原契約の有効期間が終了した場合の映像等用途特約に基づき、すでに放映（再放送、ブロードキャスト放送も含む）、制作、販売されている番組および当社申込者間で個別に契約した番組等の成果物については、その運用（放映、再放送、ブロードキャスト放送、動画配信、制作、販売）を妨げない。	第7条(映像等用途特約の適用範囲と契約終了後の取扱い) 2. 当社は、映像等用途特約および／または原契約の有効期間が終了した場合の映像等用途特約に基づき、すでに放映（再放送、ブロードキャスト放送も含む）、制作、販売されている番組および当社申込者間で個別に契約した番組等の成果物については、その運用（放映、再放送、ブロードキャスト放送、制作、販売）を妨げない。	追加

フォントワークス LETS for Device ライセンス規約

新	旧	備考
第12条（通則） 申込者は、本契約に基づき当社が提供するフォント等を、米国の輸出規制法、またはその他の適用される輸出規制法によって禁止されている方法で使用したり、禁止されている国や人に出荷、移転、または輸出したりしないものとします。	第12条（通則）	追加
フォントワークス LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約 申込者（基本規約で定義されるものをいい、基本規約の定義と同一の意義を有する）は、(削除) 放送業務（番組制作・映像制作を含む）を行っており、当該業務（申込者が番組制作・映像制作の契約を締結している第三者が制作するものを含む）中に LETS フォントの放送業務での使用を希望している。 当社は申込者に対し、LETS フォントを当該業務に日本国内に限り使用する	フォントワークス LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約 申込者(基本規約で定義されるものをいい、基本規約の定義と同一の意義を有する)は、申込者が日本国内にて放送業務(番組制作・映像制作を含む)を行っており、当該業務(申込者が番組制作・映像制作の契約を締結している第三者が制作するものを含む)中に LETS フォントの放送業務での使用を希望している。 当社は申込者に対し、LETS フォント	削除 追加

<p>ことに対し下記の条件を提示し、申込者は、当社が提示した下記条件を承諾し、当社の LETS フォント使用許諾の範囲内で、申込者の放映、制作、販売する番組にフォントを使用する。</p>	<p>を当該業務に使用することに対し下記の条件を提示し、申込者は、当社が提示した下記条件を承諾し、当社の LETS フォント使用許諾の範囲内で、申込者の放映、制作、販売する番組にフォントを使用する。</p>	
<p>第5条（フォント使用成果物の許諾範囲）</p> <p>1. 当社は、申込者に対し LETS フォントの使用により出力した文字形状をそのままおよび／またはこれに改変を加えた改変フォントをイメージ形式で番組・映像に組み込み、日本国内および海外にて当該番組・映像を公衆送信（放送、有線放送、インターネット配信などを含む）・複製・上映・直接または間接的に頒布する権利を追加の対価無しで付与するものとする。</p> <p>2. 申込者は、公衆送信および上映する国や地域など、適用される法律、商習慣に従うものとする。</p> <p>3. LETS フォントを基にして作られた改変フォントを映像等用途特約に定める範囲を越えて、新たな文字セットとして単体、もしくはソフトウェア等に組み込んで商品化しないものとする。</p> <p>4. イメージ形式として画面に表示された状態を何らかのアプリケーションのファイルとしてネットワーク上を経由して運用することは許諾範囲とする。</p> <p>5. Blu-ray で視聴者（ユーザー）がインタラクティブに文章を編集できる、または外部からの文字情報を取得して表示される文字レイヤー用にバンドルされるフルセットフォントファイル（アウトライン形式、ビットマップ形式は問わない）としてバンドルする場合は、フォント使用許諾の対価は別途</p>	<p>第5条（フォント使用成果物の許諾範囲）</p> <p>1. 当社は、申込者に対し LETS フォントを番組中に文字形状をそのままおよび／またはこれに改変を加えて使用し、LETS フォントおよび／または改変フォントをイメージ形式で使用した番組・映像を日本国内にて放映（再放送、ブロードキャスト放送も含む）・販売する権利（販売を許諾する権利を含む）を無償にて許諾する。</p> <p>2. LETS フォントを基にして作られた改変フォントを映像等用途特約に定める範囲を越えて、新たな文字セットとして単体、もしくはソフトウェア等に組み込んで商品化しないものとする。</p> <p>3. イメージ形式として画面に表示された状態を何らかのアプリケーションのファイルとしてネットワーク上を経由して運用することは許諾範囲とする。</p> <p>4. Blu-ray で視聴者（ユーザー）がインタラクティブに文章を編集できる、または外部からの文字情報を取得して表示される文字レイヤー用にバンドルされるフルセットフォントファイル（アウトライン形式、ビットマップ形式は問わない）としてバンドルする場合は、フォント使用許諾の対価は別途協議するものとする。</p> <p>5. 申込者が、独自のフォントのように商品化したい場合は、その対価を別途協議の上決定する。</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

<p>協議するものとする。</p> <p>6. 申込者が、独自のフォントのように商品化したい場合は、その対価を別途協議の上決定する。</p> <p>7. 申込者の意図によらない、視聴者（ユーザー）がビデオ信号として画像出力装置に送られる信号を画像としてハードコピーされることに関しては、申込者は免責される。</p>	<p>6. 申込者の意図によらない、視聴者（ユーザー）がビデオ信号として画像出力装置に送られる信号を画像としてハードコピーされることに関しては、申込者は免責される。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第7条（映像等用途特約の適用範囲と契約終了後の取扱い）</p> <p>2. 当社は、映像等用途特約および／または原契約の有効期間が終了した場合の映像等用途特約に基づき、すでに放映（再放送、ブロードキャスト放送も含む）、制作、販売されている番組および当社申込者間で個別に契約した番組等の成果物については、その運用（放映、再放送、ブロードキャスト放送、動画配信、制作、販売）を妨げない。</p>	<p>第7条（映像等用途特約の適用範囲と契約終了後の取扱い）</p> <p>2. 当社は、映像等用途特約および／または原契約の有効期間が終了した場合の映像等用途特約に基づき、すでに放映（再放送、ブロードキャスト放送も含む）、制作、販売されている番組および当社申込者間で個別に契約した番組等の成果物については、その運用（放映、再放送、ブロードキャスト放送、制作、販売）を妨げない。</p>	<p>追加</p>

フォントワークス LETS for Server 規約

新	旧	備考
<p>申込者は、自らまたはネットワーククライアントをして、フォントグリフ（またはそのアウトラインデータ）自体の頒布ないしこれに類する行為（フォントグリフのフルセットによる提供であるかサブセットによる提供であるかを問いません）を行ってはなりません。</p>	<p>申込者は、フォントグリフ（またはそのアウトラインデータ）自体の頒布ないしこれに類する行為（フォントグリフのフルセットによる提供であるかサブセットによる提供であるかを問いません）を行ってはなりません。</p>	<p>追加</p>
<p>第2条（申込者情報）</p> <p>本サポートプログラムのご利用には、LETS サービス利用規約に基づくアカウント（以下「LETS アカウント」）の作成または、申込者情報の提供が必要となります。</p>	<p>第2条（アカウント）</p> <p>本サポートプログラムのご利用には、LETS サービス利用規約に基づくアカウント（以下「LETS アカウント」）の作成が必要となります。</p>	<p>変更</p>
<p>第3条（ライセンスの許諾）</p> <p>これ以外の方法でネットワーククライアントに当社フォントを使用させるこ</p>	<p>第3条（ライセンスの許諾）</p> <p>これ以外の方法でネットワーククライアントに当社フォントを使用させ</p>	

<p>と（ファイルサーバーとして機能しているサーバーに当社フォントをインストールしてネットワーククライアントに使用させること、およびアプリケーションを介すると否とを問わずフォントデータを直接的に使用することを含みます）はできません。</p> <p>--中略--</p> <p>申込者は、本契約で提供される当社フォントに関する全ての権利が当社または当社が許諾を受けた第三者に帰属していることを認め、申込者は、フォントファイル自体に何らかの変更または改変等を加えることはできないものとします。</p>	<p>ること（ファイルサーバーとして機能しているサーバーに当社フォントをインストールしてネットワーククライアントに使用させること、およびアプリケーションを介すると否とを問わずフォントデータを直接的に使用すること）はできません。</p> <p>--中略--</p> <p>申込者は、本契約で提供される当社フォント等に関する全ての権利が当社または当社が許諾を受けた第三者に帰属していることを認め、本契約で提供されるアプリケーション等の変更、リバースエンジニアリング、ディスペンブル、デコンパイル、翻訳、改変あるいは流用翻案等を行わないことに合意するものとします。</p>	<p>追加</p> <p>変更</p>
<p>第5条（期間および終了）</p> <p>（削除）</p> <p>--中略--</p> <p>本契約が期間満了または解除によって終了した場合、申込者は、本規約に基づいてインストールおよび使用を許諾されていたフォント等を、適格サーバーより直ちに削除するものとし、当社の要求がある場合には、かかる削除の事実を当社に証明するものとします。</p> <p>--中略--</p> <p>第3条、第4条、第5条および、第6条は、本規約の終了後も効力を有します。</p>	<p>第5条（期間および終了）</p> <p>なお、本サポートプログラムの申込時または本契約後に当社所定のウェブサイト上の管理画面において、申込者がクレジットカード決済による契約自動更新を選択した場合、本サポートプログラムのライセンスの有効期間の満了日の前日までに、当該管理画面においてライセンスの「契約自動更新」の欄を「無効」に変更しない限り、本契約は、ライセンス有効期間1年間として、自動的に更新されるものとします。ただし、ライセンス有効期間の満了日において、お客様がお支払いに指定したクレジットカードによる有効な決済ができない場合は、本契約の自動更新は行われません。</p> <p>--中略--</p> <p>本規約に基づいてインストールおよび使用を許諾されていたフォント等を、適格サーバーより直ちに削除するものとし、当社の要求がある場合には、かかる削除の事実を当社に証明す</p>	<p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

	<p>るものとしします。</p> <p>--中略--</p> <p>第3条、第4条、第5条および、第6条は、本規約の終了後も効力を有します。</p>	
(削除)	<p>第7条（無効化手段）</p> <p>当社は、本規約に基づき当社が提供する本サポートプログラムで提供されたフォント等に、プロアクティブな技術的無効化手段を包含させ、これにより、時限装置により、ひとたび本規約が満了した場合または終了された場合には、当社が、本サポートプログラムで提供された当社フォント等を無効化することができる権利を有するものとしします。</p>	削除
<p>第7条（限定的保証および保証の否認）</p> <p>但し、これらの場合、返還する金額は、各年の支払い済み金額のうち、使用が不可能となった期間に対する金額としします。</p> <p>--中略--</p> <p>また当社フォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します</p>	<p>第8条（限定的保証および保証の否認）</p> <p>但し、返還する金額は、各年の支払い済み金額のうち、使用が不可能となった期間に対する金額としします。</p> <p>--中略--</p> <p>また当社フォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
第8条（秘密保持）	第9条（秘密保持）	変更
第9条（申込者情報の取扱い）	第10条（申込者情報の取扱い）	変更
第10条（本規約等の変更）	第11条（本規約等の変更）	
<p>第11条（通則）</p> <p>申込者は、本契約に基づき当社が提供するフォント等を、米国の輸出規制法、またはその他の適用される輸出規制法によって禁止されている方法で使用したり、禁止されている国や人に出荷、移転、または輸出したりしないものと</p>	<p>第12条（通則）</p>	<p>変更</p> <p>追加</p>

します。		
------	--	--

Monotype LETS 規約

<p>第12条（通則）</p> <p>申込者は、本契約に基づき当社が提供するフォント等を、米国の輸出規制法、またはその他の適用される輸出規制法によって禁止されている方法で使用したり、禁止されている国や人に出荷、移転、または輸出したりしないものとします。</p>	<p>第12条（通則）</p>	追加
<p>Monotype LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約</p> <p>第3条（使用許諾の対価）</p> <p>(1)申込者がMonotype LETSを契約した場合</p> <p>Monotype LETS のライセンスを契約した場合は Monotype LETS で提供されている Monotype のフォントをすべて使用できる。Monotype LETS の契約期間中は、Monotype LETS により Monotype および当社から申込者に提供されたフォントの使用許諾に対する追加の対価は無し（但し、Monotype LETS の年会費は必要）とする。</p>	<p>Monotype LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約</p> <p>第3条（使用許諾の対価）</p> <p>(1)申込者がMonotype LETSを契約した場合</p> <p>Monotype LETS のライセンスを契約した場合は Monotype LETS で提供されている Monotype のフォントをすべて使用できる。Monotype LETS の契約期間中は、Monotype LETS により Monotype および当社から申込者に提供されたフォントの使用許諾の対価は、無償（但し、Monotype LETS の年会費は必要）とする。</p>	変更
<p>第4条（フォント使用成果物の許諾範囲）</p> <p>1. Monotype および当社は、申込者に対しフォントの使用により出力した文字形状をそのままおよび／またはこれに改変を加えた改変フォントを番組を組み込み、日本国内および海外にて放映（再放送、ブロードバンドによる放送も含む）・販売する権利（販売を許諾する権利を含む）を追加の対価無し（但し、Monotype LETS の年会費は必要）にて許諾する。</p>	<p>第4条（フォント使用成果物の許諾範囲）</p> <p>1. Monotype および当社は、申込者に対しフォントを番組中に文字形状をそのままおよび／またはこれに改変を加えて使用し、フォントおよび／または改変フォントを使用した番組を日本国内にて放映（再放送、ブロードバンドによる放送も含む）・販売する権利（販売を許諾する権利を含む）を無償にて許諾する。</p>	変更

Monotype LETS for Device ライセンス基本規約

第12条（通則）	第12条（通則）	追加
----------	----------	----

<p>申込者は、本契約に基づき当社が提供するフォント等を、米国の輸出規制法、またはその他の適用される輸出規制法によって禁止されている方法で使用したり、禁止されている国や人に出荷、移転、または輸出したりしないものとします。</p>		
<p>Monotype LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約 第3条（使用許諾の対価） (1)申込者がMonotype LETSを契約した場合 Monotype LETS のライセンスを契約した場合は Monotype LETS で提供されている Monotype のフォントをすべて使用できる。Monotype LETS の契約期間中は、Monotype LETS により Monotype および当社から申込者に提供されたフォントの使用許諾に対する追加の対価は無し（但し、Monotype LETS の年会費は必要）とする。</p>	<p>Monotype LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約 第3条（使用許諾の対価） (1)申込者がMonotype LETSを契約した場合 Monotype LETS のライセンスを契約した場合は Monotype LETS で提供されている Monotype のフォントをすべて使用できる。Monotype LETS の契約期間中は、Monotype LETS により Monotype および当社から申込者に提供されたフォントの使用許諾の対価は、無償（但し、Monotype LETS の年会費は必要）とする。</p>	<p>変更</p>
<p>第4条（フォント使用成果物の許諾範囲） 1. Monotype および当社は、申込者に対しフォントの使用により出力した文字形状をそのままおよび／またはこれに改変を加えた改変フォントを番組を組み込み、日本国内および海外にて放映（再放送、ブロードバンドによる放送も含む）・販売する権利（販売を許諾する権利を含む）を追加の対価無し（但し、Monotype LETS の年会費は必要）にて許諾する。</p>	<p>第4条（フォント使用成果物の許諾範囲） 1. Monotype および当社は、申込者に対しフォントを番組中に文字形状をそのままおよび／またはこれに改変を加えて使用し、フォントおよび／または改変フォントを使用した番組を日本国内にて放映（再放送、ブロードバンドによる放送も含む）・販売する権利（販売を許諾する権利を含む）を無償にて許諾する。</p>	<p>変更</p>

イワタ LETS ライセンス基本規約

<p>第12条（通則） 申込者は、本契約に基づき当社が提供するフォント等を、米国の輸出規制法、またはその他の適用される輸出規制法によって禁止されている方法で使用し</p>	<p>第12条（通則）</p>	<p>追加</p>
---	-----------------	-----------

<p>に限り使用することに対し下記の条件を提示し、申込者は、イワタおよび当社が提示した下記条件を承諾し、イワタ LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約（以下「映像等用途特約」という）に定める使用許諾の範囲内で、申込者の放映、制作、販売する番組にフォントを使用する。</p>	<p>に使用することに対し下記の条件を提示し、申込者は、イワタおよび当社が提示した下記条件を承諾し、イワタ LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約（以下「映像等用途特約」という）に定める使用許諾の範囲内で、申込者の放映、制作、販売する番組にフォントを使用する。</p>	
<p>第4条（フォント使用成果物の許諾範囲）</p> <p>1. イワタおよび当社は、申込者に対しイワタ LETSフォントの使用により出力した文字形状をそのままおよび／またはこれに改変を加えた改変フォントをイメージ形式で番組・映像に組み込み、日本国内および海外にて当該番組・映像を公衆送信（放送、有線放送、インターネット配信などを含む）・複製・上映・直接または間接的に頒布する権利を追加の対価無しで付与するものとする。</p> <p>2. 申込者は、公衆送信および上映する国や地域など、適用される法律、商習慣に従うものとする。</p> <p>3. イワタのフォントを基にして作られた改変フォントを映像等用途特約に定める範囲を越えて、新たな文字セットとして単体、もしくはソフトウェア等に組み込んで商品化しないものとする。</p>	<p>第4条(フォント使用成果物の許諾範囲)</p> <p>1. イワタおよび当社は、申込者に対しフォントを番組中に文字形状をそのままおよび／またはこれに改変を加えて使用し、フォントおよび／または改変フォントを使用した番組を日本国内にて放映（再放送、ブロードバンドによる放送も含む）・販売する権利（販売を許諾する権利を含む）を無償にて許諾する。</p> <p>2. イワタのフォントを基にして作られた改変フォントを映像等用途特約に定める範囲を越えて、新たな文字セットとして単体、もしくはソフトウェア等に組み込んで商品化しないものとする。</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p>
<p>第7条（映像等用途特約の適用範囲と契約終了後の取扱い）</p> <p>2. 当社は、映像等用途特約および／または原契約の有効期間が終了した場合の映像等用途特約に基づき、すでに放映（再放送、ブロードキャスト放送も含む）、制作、販売されている番組および当社申込者間で個別に契約した番組等の成果物については、その運用</p>	<p>第7条(映像等用途特約の適用範囲と契約終了後の取扱い)</p> <p>2. 当社は、映像等用途特約および／または原契約の有効期間が終了した場合の映像等用途特約に基づき、すでに放映（再放送、ブロードキャスト放送も含む）、制作、販売されている番組および当社申込者間で個別に契約した番組等の成果物については、その</p>	

(放映、再放送、ブロードキャスト放送、動画配信、制作、販売)を妨げない。	運用(放映、再放送、ブロードキャスト放送、制作、販売)を妨げない。	追加
--------------------------------------	-----------------------------------	----

イワタ LETS for Server 規約

新	旧	備考
申込者は、自らまたはネットワーククライアントをして、フォントグリフ(またはそのアウトラインデータ) 自体の頒布ないしこれに類する行為(フォントグリフのフルセットによる提供であるかサブセットによる提供であるかを問いません)を行ってはなりません。	申込者は、フォントグリフ(またはそのアウトラインデータ)自体の頒布ないしこれに類する行為(フォントグリフのフルセットによる提供であるかサブセットによる提供であるかを問いません)を行ってはなりません。	追加
第2条(申込者情報) 本サポートプログラムのご利用には、LETS サービス利用規約に基づくアカウント(以下「LETS アカウント」)の作成または、申込者情報の提供が必要となります。	第2条(アカウント) 本サポートプログラムのご利用には、LETS サービス利用規約に基づくアカウント(以下「LETS アカウント」)の作成が必要となります。	変更
第3条(ライセンスの許諾) これ以外の方法でネットワーククライアントにイワタフォントを使用させること(ファイルサーバーとして機能しているサーバーにイワタフォントをインストールしてネットワーククライアントに使用させること、およびアプリケーションを介すると否とを問わずフォントデータを直接的に使用することを含みます)はできません。 --中略-- 申込者は、本契約で提供されるイワタフォントに関する全ての権利がイワタに帰属していることを認め、申込者は、フォントファイル自体に何らかの変更または改変等を加えることはできないものとします。	第3条(ライセンスの許諾) これ以外の方法でネットワーククライアントにイワタフォントを使用させること(ファイルサーバーとして機能しているサーバーにイワタフォントをインストールしてネットワーククライアントに使用させること、およびアプリケーションを介すると否とを問わずフォントデータを直接的に使用すること)はできません。 --中略-- 申込者は、本契約で提供されるイワタフォント等に関する全ての権利がイワタに帰属していることを認め、本契約で提供されるアプリケーション等の変更、リバースエンジニアリング、ディスアSEMBル、デコンパイル、翻訳、改変あるいは流用翻案等を行わないことに合意するものとします。	追加 変更
第5条(期間および終了) (削除)	第5条(期間および終了) なお、本サポートプログラムの申込時	削除

<p>--中略--</p> <p>本契約が期間満了または解除によって終了した場合、申込者は、本規約に基づいてインストールおよび使用を許諾されていたフォント等を、適格サーバーより直ちに削除するものとし、当社の要求がある場合には、かかる削除の事実を当社に証明するものとしします。</p> <p>--中略--</p> <p>第3条、第4条、第5条および、第6条は、本規約の終了後も効力を有します。</p>	<p>または本契約後に当社所定のウェブサイト上の管理画面において、申込者がクレジットカード決済による契約自動更新を選択した場合、本サポートプログラムのライセンスの有効期間の満了日の前日までに、当該管理画面においてライセンスの「契約自動更新」の欄を「無効」に変更しない限り、本契約は、ライセンス有効期間1年間として、自動的に更新されるものとしします。ただし、ライセンス有効期間の満了日において、お客様がお支払いに指定したクレジットカードによる有効な決済ができない場合は、本契約の自動更新は行われません。</p> <p>--中略--</p> <p>本規約に基づいてインストールおよび使用を許諾されていたフォント等を、適格サーバーより直ちに削除するものとし、当社の要求がある場合には、かかる削除の事実を当社に証明するものとしします。</p> <p>--中略--</p> <p>第3条、第4条、第5条および、第6条は、本規約の終了後も効力を有します。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
<p>(削除)</p>	<p>第7条（無効化手段）</p> <p>当社は、本規約に基づき当社が提供する本サポートプログラムで提供されたフォント等に、プロアクティブな技術的無効化手段を包含させ、これにより、時限装置により、ひとたび本規約が満了した場合または終了された場合には、当社が、本サポートプログラムで提供されたイワタフォント等を無効化することができる権利を有するものとしします。</p>	<p>削除</p>
<p>第7条（限定的保証および保証の否認） 但し、これらの場合、返還する金額は、各年の支払い済み金額のうち、使用が</p>	<p>第8条（限定的保証および保証の否認） 但し、返還する金額は、各年の支払い</p>	<p>変更</p>

<p>不可能となった期間に対する金額とします。</p> <p>--中略--</p> <p>またイワタフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します</p>	<p>済み金額のうち、使用が不可能となった期間に対する金額とします。</p> <p>--中略--</p> <p>またイワタフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>	変更
第8条（秘密保持）	第9条（秘密保持）	変更
第9条（申込者情報の取扱い）	第10条（申込者情報の取扱い）	変更
第10条（本規約等の変更）	第11条（本規約等の変更）	
<p>第11条（通則）</p> <p>申込者は、本契約に基づき当社が提供するフォント等を、米国の輸出規制法、またはその他の適用される輸出規制法によって禁止されている方法で使用したり、禁止されている国や人に出荷、移転、または輸出したりしないものとします。</p>	<p>第12条（通則）</p>	変更 追加

モトヤ LETS ライセンス基本規約

<p>第12条（通則）</p> <p>申込者は、本契約に基づき当社が提供するフォント等を、米国の輸出規制法、またはその他の適用される輸出規制法によって禁止されている方法で使用したり、禁止されている国や人に出荷、移転、または輸出したりしないものとします。</p>	<p>第12条（通則）</p>	追加
<p>モトヤ LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約</p> <p>申込者（基本規約で定義されるものをいい、基本規約の定義と同一の意義を有する）は、（削除）放送業務（番組制作を含む）を行っており、当該業務（申込者が番組制作・映像制作の契約を締結している第三者が制作するものを含</p>	<p>モトヤ LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約</p> <p>申込者（基本規約で定義されるものをいい、基本規約の定義と同一の意義を有する）は、申込者が日本国内にて放送業務（番組制作を含む）を行っており、当該業務（申込者が番組制作の契約を締結している第三者が制作する</p>	削除

<p>む) 中にモトヤが一切の権利を有するフォントの放送業務での使用を希望している。モトヤおよび当社には申込者に対し、フォントを当該業務に日本国内に限り使用することに対し下記の条件を提示し、申込者は、モトヤおよび当社が提示した下記条件を承諾し、モトヤ LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約（以下「映像等用途特約」という）に定める使用許諾の範囲内で、申込者の放映、制作、販売する番組にフォントを使用する。</p>	<p>ものを含む)中にモトヤが一切の権利を有するフォントの放送業務での使用を希望している。モトヤおよび当社は申込者に対し、フォントを当該業務に使用することに対し下記の条件を提示し、申込者は、モトヤおよび当社が提示した下記条件を承諾し、モトヤ LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約（以下「映像等用途特約」という）に定める使用許諾の範囲内で、申込者の放映、制作、販売する番組にフォントを使用する。</p>	<p>追加</p>
<p>第4条（フォント使用成果物の許諾範囲）</p> <p>1. モトヤおよび当社は、申込者に対しモトヤ LETS フォントの使用により出力した文字形状をそのままおよび／またはこれに改変を加えた改変フォントをイメージ形式で番組・映像に組み込み、日本国内および海外にて当該番組・映像を公衆送信（放送、有線放送、インターネット配信などを含む）・複製・上映・直接または間接的に頒布する権利を追加の対価無しで付与するものとする。</p> <p>2. 申込者は、公衆送信および上映する国や地域など、適用される法律、商習慣に従うものとする。</p> <p>3. モトヤのフォントを基にして作られた改変フォントを映像等用途特約に定める範囲を越えて、新たな文字セットとして単体、もしくはソフトウェア等に組み込んで商品化しないものとする。</p>	<p>第4条(フォント使用成果物の許諾範囲)</p> <p>1. モトヤおよび当社は、申込者に対しフォントを番組中に文字形状をそのままおよび／またはこれに改変を加えて使用し、フォントおよび／または改変フォントを使用した番組を日本国内にて放映（再放送、ブロードバンドによる放送も含む）・販売する権利（販売を許諾する権利を含む）を無償にて許諾する。</p> <p>2. モトヤのフォントを基にして作られた改変フォントを映像等用途特約に定める範囲を越えて、新たな文字セットとして単体、もしくはソフトウェア等に組み込んで商品化しないものとする。</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p>

モトヤ LETS for Device ライセンス基本規約

<p>第12条（通則）</p> <p>申込者は、本契約に基づき当社が提供するフォント等を、米国の輸出規制法、</p>	<p>第12条（通則）</p>	<p>追加</p>
--	-----------------	-----------

<p>る国や地域など、適用される法律、商習慣に従うものとする。</p> <p>3. モトヤのフォントを基にして作られた改変フォントを映像等用途特約に定める範囲を越えて、新たな文字セットとして単体、もしくはソフトウェア等に組み込んで商品化しないものとする。</p>	<p>ットとして単体、もしくはソフトウェア等に組み込んで商品化しないものとする。</p>	<p>変更</p>
---	--	-----------

モトヤ LETS for Server 規約

新	旧	備考
<p>申込者は、自らまたはネットワーククライアントをして、フォントグリフ(またはそのアウトラインデータ) 自体の頒布ないしこれに類する行為(フォントグリフのフルセットによる提供であるかサブセットによる提供であるかを問いません) を行ってはなりません。</p>	<p>申込者は、フォントグリフ(またはそのアウトラインデータ)自体の頒布ないしこれに類する行為(フォントグリフのフルセットによる提供であるかサブセットによる提供であるかを問いません) を行ってはなりません。</p>	<p>追加</p>
<p>第2条 (申込者情報) 本サポートプログラムのご利用には、LETS サービス利用規約に基づくアカウント(以下「LETS アカウント」)の作成または、申込者情報の提供が必要となります。</p>	<p>第2条 (アカウント) 本サポートプログラムのご利用には、LETS サービス利用規約に基づくアカウント(以下「LETS アカウント」)の作成が必要となります。</p>	<p>変更</p>
<p>第3条 (ライセンスの許諾) これ以外の方法でネットワーククライアントにモトヤフォントを使用させること(ファイルサーバーとして機能しているサーバーにモトヤフォントをインストールしてネットワーククライアントに使用させること、およびアプリケーションを介すると否とを問わずフォントデータを直接的に使用することを含みます) はできません。 --中略-- 申込者は、本契約で提供されるモトヤフォントに関する全ての権利がモトヤに帰属していることを認め、申込者は、フォントファイル自体に何らかの変更または改変等を加えることはできない</p>	<p>第3条 (ライセンスの許諾) これ以外の方法でネットワーククライアントにモトヤフォントを使用させること(ファイルサーバーとして機能しているサーバーにモトヤフォントをインストールしてネットワーククライアントに使用させること、およびアプリケーションを介すると否とを問わずフォントデータを直接的に使用すること) はできません。 --中略-- 申込者は、本契約で提供されるモトヤフォント等に関する全ての権利がモトヤに帰属していることを認め、本契約で提供されるアプリケーション等の変更、リバースエンジニアリング、</p>	<p>追加 変更</p>

	無効化することができる権利を有するものとします。	
第7条(限定的保証および保証の否認) 但し、これらの場合、返還する金額は、各年の支払い済み金額のうち、使用が不可能となった期間に対する金額とします。 --中略-- またモトヤフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します	第8条(限定的保証および保証の否認) 但し、返還する金額は、各年の支払い済み金額のうち、使用が不可能となった期間に対する金額とします。 --中略-- またモトヤフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。	変更 変更
第8条(秘密保持)	第9条(秘密保持)	変更
第9条(申込者情報の取扱い)	第10条(申込者情報の取扱い)	変更
第10条(本規約等の変更)	第11条(本規約等の変更)	
第11条(通則) 申込者は、本契約に基づき当社が提供するフォント等を、米国の輸出規制法、またはその他の適用される輸出規制法によって禁止されている方法で使用したり、禁止されている国や人に出荷、移転、または輸出したりしないものとします。	第12条(通則)	変更 追加

YOON LETS ライセンス基本規約

第12条(通則) 申込者は、本契約に基づき当社が提供するフォント等を、米国の輸出規制法、またはその他の適用される輸出規制法によって禁止されている方法で使用したり、禁止されている国や人に出荷、移転、または輸出したりしないものとします。	第12条(通則)	追加
YOON LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約 申込者(基本規約で定義されるものを)	YOON LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約 申込者(基本規約で定義されるものを)	

YOON LETS for Device ライセンス基本規約

<p>第12条 (通則)</p> <p>申込者は、本契約に基づき当社が提供するフォント等を、米国の輸出規制法、またはその他の適用される輸出規制法によって禁止されている方法で使用したり、禁止されている国や人に出荷、移転、または輸出したりしないものとします。</p>	<p>第12条 (通則)</p>	<p>追加</p>
<p>YOON LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約</p> <p>申込者(基本規約で定義されるものをいい、基本規約の定義と同一の意義を有する)は、(削除) 放送業務(番組制作を含む)を行っており、当該業務(申込者が番組制作・映像制作の契約を締結している第三者が制作するものを含む)中にYOONが一切の権利を有するフォントの放送業務での使用を希望している。YOONおよび当社に申込者に対し、フォントを当該業務に日本国内に限り使用することに対し下記の条件を提示し、申込者は、YOONおよび当社が提示した下記条件を承諾し、YOON LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約(以下「映像等用途特約」という)に定める使用許諾の範囲内で、申込者の放映、制作、販売する番組にフォントを使用する。</p>	<p>YOON LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約</p> <p>申込者(基本規約で定義されるものをいい、基本規約の定義と同一の意義を有する)は、申込者が日本国内にて放送業務(番組制作を含む)を行っており、当該業務(申込者が番組制作の契約を締結している第三者が制作するものを含む)中にYOONが一切の権利を有するフォントの放送業務での使用を希望している。YOONおよび当社は申込者に対し、フォントを当該業務に使用することに対し下記の条件を提示し、申込者は、YOONおよび当社が提示した下記条件を承諾し、YOON LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約(以下「映像等用途特約」という)に定める使用許諾の範囲内で、申込者の放映、制作、販売する番組にフォントを使用する。</p>	<p>削除</p> <p>追加</p>
<p>第4条 (フォント使用成果物の許諾範囲)</p> <p>1. YOONおよび当社は、申込者に対しYOON LETS フォントの使用により出力した文字形状をそのままおよび/またはこれに改変を加えた改変フォントをイメージ形式で番組・映像に組み込み、日本国内および海外にて当該番組・映像を公衆送信(放送、有線放送、</p>	<p>第4条(フォント使用成果物の許諾範囲)</p> <p>1. YOONおよび当社は、申込者に対しフォントを番組中に文字形状をそのままおよび/またはこれに改変を加えて使用し、フォントおよび/または改変フォントを使用した番組を日本国内にて放映(再放送、ブロードバンドによる放送も含む)・販売する</p>	<p>変更</p>

<p>インターネット配信などを含む)・複製・上映・直接または間接的に頒布する権利を追加の対価無しで付与するものとする。</p> <p>2. 申込者は、公衆送信および上映する国や地域など、適用される法律、商習慣に従うものとする。</p> <p>3. YOON のフォントを基にして作られた改変フォントを映像等用途特約に定める範囲を越えて、新たな文字セットとして単体、もしくはソフトウェア等に組み込んで商品化しないものとする。</p>	<p>権利(販売を許諾する権利を含む)を無償にて許諾する。</p> <p>2. YOON のフォントを基にして作られた改変フォントを映像等用途特約に定める範囲を越えて、新たな文字セットとして単体、もしくはソフトウェア等に組み込んで商品化しないものとする。</p>	<p>追加 変更</p>
---	---	-----------------------

YOON LETS for Server 規約

新	旧	備考
<p>申込者は、自らまたはネットワーククライアントをして、フォントグリフ(またはそのアウトラインデータ) 自体の頒布ないしこれに類する行為(フォントグリフのフルセットによる提供であるかサブセットによる提供であるかを問いません)を行ってはなりません。</p>	<p>申込者は、フォントグリフ(またはそのアウトラインデータ)自体の頒布ないしこれに類する行為(フォントグリフのフルセットによる提供であるかサブセットによる提供であるかを問いません)を行ってはなりません。</p>	<p>追加</p>
<p>第2条(申込者情報) 本サポートプログラムのご利用には、LETS サービス利用規約に基づくアカウント(以下「LETS アカウント」)の作成または、申込者情報の提供が必要となります。</p>	<p>第2条(アカウント) 本サポートプログラムのご利用には、LETS サービス利用規約に基づくアカウント(以下「LETS アカウント」)の作成が必要となります。</p>	<p>変更</p>
<p>第3条(ライセンスの許諾) これ以外の方法でネットワーククライアントに YOON フォントを使用させること(ファイルサーバーとして機能しているサーバーに YOON フォントをインストールしてネットワーククライアントに使用させること、およびアプリケーションを介すると否とを問わずフォントデータを直接的に使用することを含みます)はできません。 --中略--</p>	<p>第3条(ライセンスの許諾) これ以外の方法でネットワーククライアントに YOON フォントを使用させること(ファイルサーバーとして機能しているサーバーに YOON フォントをインストールしてネットワーククライアントに使用させること、およびアプリケーションを介すると否とを問わずフォントデータを直接的に使用すること)はできません。 --中略--</p>	<p>追加</p>

<p>申込者は、本契約で提供される YOON フォントに関する全ての権利が YOON に帰属していることを認め、申込者は、フォントファイル自体に何らかの変更または改変等を加えることはできないものとしします。</p>	<p>申込者は、本契約で提供される YOON フォント等に関する全ての権利が YOON に帰属していることを認め、本契約で提供されるアプリケーション等の変更、リバースエンジニアリング、ディスアセンブル、デコンパイル、翻訳、改変あるいは流用翻案等を行わないことに合意するものとしします。</p>	<p>変更</p>
<p>第 5 条（期間および終了） （削除） --中略-- 本契約が期間満了または解除によって終了した場合、申込者は、本規約に基づいてインストールおよび使用を許諾されていたフォント等を、適格サーバーより直ちに削除するものとし、当社の要求がある場合には、かかる削除の事実を当社に証明するものとしします。 --中略-- 第 3 条、第 4 条、第 5 条および、第 6 条は、本規約の終了後も効力を有します。</p>	<p>第 5 条（期間および終了） なお、本サポートプログラムの申込時または本契約後に当社所定のウェブサイト上の管理画面において、申込者がクレジットカード決済による契約自動更新を選択した場合、本サポートプログラムのライセンスの有効期間の満了日の前日までに、当該管理画面においてライセンスの「契約自動更新」の欄を「無効」に変更しない限り、本契約は、ライセンス有効期間 1 年間として、自動的に更新されるものとしします。ただし、ライセンス有効期間の満了日において、お客様がお支払いに指定したクレジットカードによる有効な決済ができない場合は、本契約の自動更新は行われません。 --中略-- 本規約に基づいてインストールおよび使用を許諾されていたフォント等を、適格サーバーより直ちに削除するものとし、当社の要求がある場合には、かかる削除の事実を当社に証明するものとしします。 --中略-- 第 3 条、第 4 条、第 5 条および、第 6 条は、本規約の終了後も効力を有します。</p>	<p>削除 変更 変更</p>
<p>（削除）</p>	<p>第 7 条（無効化手段） 当社は、本規約に基づき当社が提供する本サポートプログラムで提供され</p>	<p>削除</p>

	たフォント等に、プロアクティブな技術的無効化手段を包含させ、これにより、時限装置により、ひとたび本規約が満了した場合または終了された場合には、当社が、本サポートプログラムで提供されたYOONフォント等が無効化することができる権利を有するものとします。	
第7条(限定的保証および保証の否認) 但し、これらの場合、返還する金額は、各年の支払い済み金額のうち、使用が不可能となった期間に対する金額とします。 --中略-- また YOON フォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します	第8条(限定的保証および保証の否認) 但し、返還する金額は、各年の支払い済み金額のうち、使用が不可能となった期間に対する金額とします。 --中略-- また YOON フォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。	変更 変更
第8条(秘密保持)	第9条(秘密保持)	変更
第9条(申込者情報の取扱い)	第10条(申込者情報の取扱い)	変更
第10条(本規約等の変更)	第11条(本規約等の変更)	
第11条(通則) 申込者は、本契約に基づき当社が提供するフォント等を、米国の輸出規制法、またはその他の適用される輸出規制法によって禁止されている方法で使用したり、禁止されている国や人に出荷、移転、または輸出したりしないものとします。	第12条(通則)	変更 追加

方正 LETS ライセンス基本規約

第12条(通則) 申込者は、本契約に基づき当社が提供するフォント等を、米国の輸出規制法、またはその他の適用される輸出規制法によって禁止されている方法で使用し	第12条(通則)	追加
---	----------	----

<p>業務での使用を希望している。HOUSEI および当社は申込者に対し、フォントを当該業務に日本国内に限り使用することに対し下記の条件を提示し、申込者は、HOUSEI および当社が提示した下記条件を承諾し、方正 LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約（以下「映像等用途特約」という）に定める使用許諾の範囲内で、申込者の放映、制作、販売する番組にフォントを使用する。</p>	<p>ントの放送業務での使用を希望している。HOUSEI および当社は申込者に対し、フォントを当該業務に使用することに対し下記の条件を提示し、申込者は、HOUSEI および当社が提示した下記条件を承諾し、方正 LETS 放送・番組制作・映像制作用途特約（以下「映像等用途特約」という）に定める使用許諾の範囲内で、申込者の放映、制作、販売する番組にフォントを使用する。</p>	<p>追加</p>
<p>第4条（フォント使用成果物の許諾範囲）</p> <p>1. 申込者は、方正 LETS フォントの使用により出力した文字形状をそのままおよび／またはこれに改変を加えた改変フォントをイメージ形式で番組・映像に組み込み、日本国内および海外にて当該番組・映像を公衆送信（放送、有線放送、インターネット配信などを含む）・複製・上映・直接または間接的に頒布する権利を追加の対価無しで付与するものとする。</p> <p>2. 申込者は、公衆送信および上映する国や地域など、適用される法律、商習慣に従うものとする。</p> <p>3. 中華人民共和国へ輸出する場合、申込者が最終権利所有者（番組、コンテンツ等の著作権所有者）で、当社の方正 LETS のライセンスを契約していれば、前項と同様に無償にて許諾される。</p> <p>4. 最終権利所有者（番組、コンテンツ等の著作権所有者）が方正 LETS のライセンスを契約しておらず、中華人民共和国へ輸出する場合には、中華人民共和国での施策に従い、最終権利所有者と HOUSEI との間で別途、商用利用ライセンスを締結する必要があること</p>	<p>第4条（フォント使用成果物の許諾範囲）</p> <p>1. 申込者は、フォントを映像中に文字形状をそのままおよび／またはこれに改変を加えて使用し、フォントおよび／または改変フォントを使用した映像を放映（再放送、ブロードバンドによる放送も含む）・販売する権利（販売を許諾する権利を含む）を中華人民共和国外に限って無償にて許諾される。</p> <p>2. 中華人民共和国へ輸出する場合、申込者が最終権利所有者（番組、コンテンツ等の著作権所有者）で、当社の方正 LETS のライセンスを契約していれば、前項と同様に無償にて許諾される。</p> <p>3. 最終権利所有者（番組、コンテンツ等の著作権所有者）が方正 LETS のライセンスを契約しておらず、中華人民共和国へ輸出する場合には、中華人民共和国での施策に従い、最終権利所有者と HOUSEI との間で別途、商用利用ライセンスを締結する必要があることを、申込者は最終権利所有者（番組、コンテンツ等の著作権所有者）に報告するものとし、当社および／または HOUSEI に締結までの指示</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

	合には、当社が、本サポートプログラムで提供された HOUSEI フォント等を無効化することができる権利を有するものとします。	
第7条(限定的保証および保証の否認) 但し、これらの場合、返還する金額は、各年の支払い済み金額のうち、使用が不可能となった期間に対する金額とします。 --中略-- またHOUSEIフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します	第8条(限定的保証および保証の否認) 但し、返還する金額は、各年の支払い済み金額のうち、使用が不可能となった期間に対する金額とします。 --中略-- また HOUSEI フォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。	変更 変更
第8条(秘密保持)	第9条(秘密保持)	変更
第9条(申込者情報の取扱い)	第10条(申込者情報の取扱い)	変更
第10条(本規約等の変更)	第11条(本規約等の変更)	
第11条(通則) 申込者は、本契約に基づき当社が提供するフォント等を、米国の輸出規制法、またはその他の適用される輸出規制法によって禁止されている方法で使用したり、禁止されている国や人に出荷、移転、または輸出したりしないものとします。	第12条(通則)	変更 追加

LETS では今後もフォント・サービスの品質向上に取り組んでまいります。
今後とも弊社製品およびサービスへ変わらぬご愛顧をいただきますよう、よろしくご
申し上げます。